

京都市告示第 3 3 7 号

京都市水路等管理条例第 3 条第 1 項の規定に基づき、次の農業用水路等の一部の廃止、変更及び廃止をします。

当該水路等の起点から終点までの経路を表示する図面は、京都市産業観光局において告示の日から 2 週間公衆の縦覧に供します。

令和 8 年 9 月 4 日

京都市長 松井 孝治

(一部廃止する農業用水路等)

整理番号	路線名	廃止する起点 廃止する終点
1	音羽水0017号	山科区音羽珍事町27番地の3地先 山科区音羽珍事町16番地の1地先

(変更する農業用水路等)

整理番号	路 線 名	旧新別	起 点 終 点
1	音羽水0017号	旧	山科区音羽珍事町58番地地先 山科区音羽珍事町16番地の1地先
		新	山科区音羽珍事町58番地地先 山科区音羽珍事町27番地の3地先

(廃止する農業用水路等)

整理番号	路線名	起 点 終 点
1	淀水0143号	伏見区淀美豆町1228番地の2地先 伏見区淀美豆町1231番地地先

(産業観光局農林振興室)